

第28回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H22.1.27(水)13:02 - 14:00

場所：議事堂 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（10名）、事務局

資料：第28回議員提出条例に係る検証検討会 事項書

資料 1 議員提出条例に係る検証検討会 今後の進め方（案）

自民みらいからの配付資料

自民みらい検討（案） 総合的な計画（条例第2条第1号）として議決対象とするもの

< 検討会 議事概要 >

委員：第28回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。

本日の検討会の予定を説明する。

第1に、先日、自民みらい会派より、現在検証中の「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」に関し、総合的な計画で議決対象とするものについて、検討会の見直し案に対する対案を提案したいとの申し出があった。座長及び副座長で協議の上、この申し出を許可し、本日、検討会で自民みらい案についての説明を聴取することとする。

第2に、検討会の見直し案及び自民みらい案の今後の取扱いについて協議する。

第3に、検討会における、この議決条例の検証の進め方について協議することとする。

第1、自民みらい、対案の説明をお願いする。

委員：議決条例の見直しについては、この検討会で協議を進めてきたものであり、現行の条例の「5年超」の規定を外すこととなった。このことを前提として、会派の意見も賛成であった。

しかし、現に第二次戦略計画が存在し、仮に第三次戦略計画が策定されることもあり得るということから、このような細かいところまで（計画で）表現されることで、議会が将来に渡って縛られることとなることなどが懸念される。

考え方の基本を、読み上げて説明する。

議決によって自らの首を絞める恐れがないか

戦略計画は、総合計画を構成する一部ではあるが、同時に、執行部における毎年度の予算調整の根拠や手段となる取組が示されている。

仮に戦略計画を議決することとした場合、議決という議会の意思決定が、

その後、議会において、戦略計画に基づく事業等に関する予算の審議を、一定程度拘束してしまう懸念がある。

知事と議会との役割は分けるべき

知事と議会とは、それぞれ県民から負託を受けたという対等の存在ではある。しかし、同時に、知事は執行機関であり、他方、議会は議決機関（議事機関）であるという異質の存在である。

現行の計画にかんがみて、県民しあわせプランは県の基本構想を示す基本的な計画であるが、戦略計画は県民しあわせプランを具体的に実施するための執行計画である。戦略計画の策定は、議決により団体として意思決定を行う基本構想である県民しあわせプランの下での事務執行の範ちゅうにあり、執行機関である知事が担うのが適切な役割分担である。

なお、現在の議決対象となっている県民しあわせプランには、政策の理念を具体化する基本方向を示す施策や数値目標が記載されていないが、これらの内容は議決の対象とするべきである。

また、この条例の当初制定時における、県の主要な計画は議決を要することとするというこの条例の趣旨にかんがみ、その計画期間を4年以下としている執行部のやり方は問題があると考えている。

従って、条例の見直し案は、次のとおりに修正すべきと考えたものである。

第2条第1号関係

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

1. 県行政全般の基本構想として中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための政策、施策その他を総合的かつ体系的に示した計画

「事業」及び「の手法」を削除したのは、細かい事務事業を議決の対象外とすべきと考えたものである。これによって、現在の政策・事業体系で見ると、5つの柱、19の政策及び60の施策までは議決すべき、しかし、223の基本事業及び約1,700の事務事業は議決の対象外とすることとしたものである。

委員：昨日の地方分権改革に係る勉強会における川村先生によると、議会の機能を強化すべき、総合計画を議決事件とすることに知事が反対している話など聞いたことがないとの趣旨だった。毎年編成される予算と計画とは別であり、計画に対する議会としての態度を明確にすべきとのことだった。このことは、自民みらい会派も聴いていたはずだ。聴いていてもなお、この自民みらい検討（案）とすべきという意見なのか。

委員：われわれも、昨日の地方分権改革に係る勉強会における講義を了とするものであるが、しかし同時に、議決は責任を伴うものであり、事務事業ま

でを議決すべきかについては別である。この条例の前進すべき部分として、60の施策まで議決対象を広げるものであるが、細かいところまで議決すべきかはなお会派でも異論があるところである。従って、この辺が了とすべき部分かと考えたもの。

委員：了解した。自民みらい検討（案）においても、なお、「その他」の言葉が入れているのは、議会としてこれについては明記すべきという場合には、基本事業なども入れることができるようにしていると理解してよいか。

委員：議会としても柔軟な対応ができるよう、またそれは、執行部についても同様にしているものである。計画の提案者側でも、これは議決されるべきと考える場合もあると思われるので、柔軟な幅を持たせたものである。

委員：「事業」や「手法」を入れていても問題はないと思われる。むしろそれらも議決されることもあると、分かりやすいのではないか。

委員：現在は、実際に事業として223のものがある。これらを議決対象とすると、自らの首を絞めるものではないかと、あえて言っているところである。

委員：1/21 廣瀬先生の意見、1/26 川村先生の意見を聴き、その内容は、まさに検討会でこれまで議論してきたことと認識している。あれらの意見を聴いて、なおこのような修正案が提示されたことが理解できない。現在策定されている計画にとらわれず、今後策定される中長期的な総合計画も議決の対象としていこうということが、心配というのか。また、我々から折れて出る必要はない。我々は、議会の権能を高めるという方向で、議論してきたつもりである。

委員：自民みらいの中にも、様々な考えの方がいると思われるが、この自民みらい検討（案）であれば、自民みらい会派としてまとまるということか。すなわち、この自民みらい検討（案）と異なるものだと、会派で揉めるということか。

委員：概ねそのとおりである。今後、いかなる戦略計画が策定されるか分からないものであり、現在この条例を改正すると、第二次戦略計画に及ぼすことが明らかになる。現在のものが対象外となるよう、あえて外した方が、賢明な選択となる。これが、会派のまとめとして、また前向きな改正として、落とし所ではないか。細かい事業まで、元々議決する必要はないのではないか。

委員：この議論の進め方として、基本的な考え方については筋を通し、細かいところについては抜くという方針で、全会派が一致できるところではないか。そのような意見の集約にならざるを得ないのではないか。検討会の原案と、会派として提示された意見に対して、検討会としての結論を出さなければならぬと思われる。

委員：自民みらい検討（案）について、基本的な方向はもっともな内容であるが。

委員：2点について確認したい。

1点目として、「基本構想」と「基本計画」との違いは何か。

委員：「基本構想」とは、地方自治法第2条第4項に使用されている言葉で、市町における議決の対象となっているものである。他方、基本計画とは、様々な計画があるものである。そこで、基本構想としたものである。

委員：これまで議論してきた議決の対象となる総合計画と、中身は一緒だが言葉を変えたというものが。

委員：そのとおりである。

委員：いずれの言葉でもいいのであれば、検討会で議論してきたままの言葉でよいのではないか。

2点目としては、これから提案される計画については、事業が盛り込まれてくる可能性もあるということか。私は、事業まで明らかにしてもらわないと、その計画を審議し、議決することはできないと考えている。

委員：現行ある計画としては、しあわせプランは基本構想に該当するが、現在の戦略計画も該当するということでよいか。「基本構想」に県民しあわせプランと戦略計画とが入るということでよいか。

委員：戦略計画は、実施計画であって、60の施策の部分までは基本計画に該当する。その趣旨は、なお書きに明記したものである。

委員：基本構想に入るか否かについて、その計画に施策までが入っていれば、それは基本構想に入る計画であるという理解でよいか。この検討会の委員各位が、共通の認識を持つ必要がある。

委員：自民みらい検討（案）の 及び の考え方が生きてくるというのであれば議論する必要があると考えている。

委員：自民みらい検討（案）の 及び は、その考え方として勝手に書いたものであり、 及び が一体となって見直し案になるわけではない。

委員：単なる一つの考え方である。

委員：自民みらい検討（案）の 及び については異論もあるものであり特にと見直し案とがあると誤解を招くこととなる。

委員：自民みらい検討（案）から考え方を落としていただきたい。しかし、下の見直し案へと修正するのであれば、そのための理由が必要である。もっともな理由をつけてもらいたい。

委員：自民みらいにおいては、「基本構想」を「基本計画」に修正することで、納得できないのか。

委員：これまでの検討会案及び自民みらい検討（案）の両案の取扱いについて

は、後に議論するつもりである。その前に、自民みらい検討（案）について、共通の認識に立てたのか。

委員：「基本構想」を「基本計画」に修正するのであれば、了とせざるを得ないと考えている。

委員：仮に、第三次戦略計画が策定されて、執行部からその案が提示された場合、そこに施策が入っていれば議決対象となるという理解でよいか。

委員：現行の第二次戦略計画も入るというものである。

委員：現行既に策定されている計画も、変更される際に及ぶものである。

委員：自民みらい検討（案）について、一定理解した。

間違っではないのは、議会の活性化が目的であり、その一つの手段として総合計画の議決というものがある。そのため地制調の答申でも、「このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される」という表現になっているのである。

議決には、議決責任を伴うものであり、その際には議員の資質の向上が前提となる。議決に当たって、細かい事業については、その際の議論の進め方に委ねたい。現行の計画の戦略計画の中では、19の政策及び60の施策は対象とするという案については、前向きに検討したい。

議決には責任を伴うものであり、仮に議決対象の計画に事業まで入ってくると、それも含めて議決することとなる。予算は予算として審議するものとはいえ、4年間の事業を議決してしまうことで、自らの首を絞めることになりかねない。事業の進捗に応じて改善すべきという事態になったときに、対応しにくくなることも考えられる。議会は、環境の変化にも合わせて、執行部を質していくのが役割と考える。

もっとも、議会の権能を高めるということには異論はない。どこまでを議決の対象とするかは、考えた上で返答したい。なお、前向きに検討するものである。

委員：この見直し案では、施策までを議決すべきとしているが、見直し案の「その他」の中に基本事業も含まれるということを確認したい。私は、総合計画に基本事業も盛り込まれるべきと考えている。施策だけを挙げられても、その内容の基本事業が明らかにされないと議論できない。ただし、基本事業の変更にあたっては、議決は不要としたものである。

委員：いかなる計画が策定されるかは、提案権を有する執行部に拠るところであり、議会としては提案されるのを待つしかない。

委員：自民みらい検討（案）のとおりとすると、執行部は、総合計画から基本事業を除いてくる可能性はある。

委員：議決に先立ってあらかじめ計画案は示されるものであり、議会が必要と

考えれば入れることはできるもの。

委員：会派へ持ち帰って検討させていただきたい。この自民みらい検討（案）これまでの検討会案、又は計画について全く議決は不要という案も含めて、3案の中で検討したい。

委員：新政みえも多くの議員を抱えるものだが、この検討会の委員としてここで腹を固める必要がある。

委員：自民みらい検討（案）について、「基本構想」は「基本計画」に修正していただきたい。また、見直し案の「その他」に、政治家らしくいろんな意味を込めるということにしたい。

委員：見直し案においては、最後の「計画」を説明するための前置きとして「基本構想として」を置いているので、これを「基本計画」とするのはおかしいこととなる。

委員：考え方の 及び と、先ほどの説明や見直し案には相違がある。

委員：「基本構想」の部分を、元の検討会案に戻し、以下のようにしてはいいかか。

「県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための政策、施策、その他を総合的かつ体系的に示した計画」

委員：総合計画を議決するのは変わらないので、「基本構想」は削除していただいて構わない。

委員：会派の人数はさておき、議決事件の決定は重要なことである。ここで意見も様々なされたことでもあり、単に戦略計画を議決するか否かの問題ではない。もう一度会派に持ち帰ることとしたい。

委員：会派に持ち帰ることについては賛成。

委員：自民みらい検討（案）は、次のように読み替えるということによいか。

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

「県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための政策、施策、その他を総合的かつ体系的に示した計画」

計画は、執行部側から提出されるものであるので、上記の「その他」に基本事業の意味も込めたということによいか。

事務局：計画の策定方法の議論となっているが、計画は執行部が任意に策定するものであり、その作り方も任意である。

事務局：この条例の見直しによって、現行の第二次戦略計画は、議決の対象となるのか否かについて、ご確認いただきたい。

事務局：この条例の当初制定時、既に策定されている計画としては三重のくにつくり宣言が該当すると整理している。仮にこの条例を改正した場合、該

当する計画を挙げる必要があると思われるが、県民しあわせプランと第二次戦略計画が該当するという位置付けでよいか。

また、この条例第2条第2号については、検討会案のままでよいか。

なお、改正後の条例の文言については、検討させていただきたい。

委員：そのとおりである。その共通理解のもと、進め方について議論したい。

なお、自民みらいから提示された案は、次のとおり修正した上で、会派調整を図ってもらいたい。再度復唱する。

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

「県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための政策、施策、その他を総合的かつ体系的に示した計画」

次に、今後の進め方について、**資料1**をもとに議論する。

(事務局から、**資料1**説明)

委員：2/17 全員協議会で説明するまでに、改正条例案としてまとめる必要がある。会派調整の結果は、次回の検討会 2/2(火)11:00 までにまとめてもらいたい。本日の検討会はこれまでとする。